令和９年度（2027 年度）
八王子市立学童保育所　募集案内

■申請期間等

（１）新年度当初からの入所

入所日	対象学年	申請期間	結果発送
令和９年 (2027 年) ４月１日	❶１～３年生 ❷４年生障害児	１次募集 電子申請：10 月 1 日（木）から 10 月 14 日（水） 紙による申請：10 月 15 日（木）から 10 月 30 日（金）	１月下旬
	全学年	２次募集　※欠員がある場合に入所できます 電子申請：1 月 20 日（水）から 1 月 31 日（日） 紙による申請：1 月 20 日（水）から 2 月 12 日（金）	３月中旬

- 高学年児童（４年生以上）の受入れは、一部の施設に限ります。
- 低学年児童の入所を優先するため、高学年児童は２次募集期間で申請を受付けます。
- ２次募集の詳細は、１月下旬に八王子市子育て応援サイトで公開予定です。

（２）年度途中での入所

入所日	申請期間	結果発送
各月１日	前月の１日～15 日　（例：5/1 入所の場合、4/1～4/15 に申請）	入所日直前
各月 15 日	前月の 16 日～末日　（例：5/15 入所の場合、4/16～4/30 に申請）	

■受付場所・時間

申請方法	電子申請	紙による申請	
受付場所	八王子市子育て応援サイト	各学童保育所	放課後児童支援課 （市役所本庁舎７階）
曜日	すべての曜日	月～土 （祝日を除く）	月～金 （祝日を除く）
受付時間	24 時間受付	【平日】放課後～18：30 【土曜日】8：30～18：30	8：30～17：15

右の二次元コードからアクセスできます。手続きに必要な書類や、施設の空き状況を掲載しています。
https://kosodate.city.hachioji.tokyo.jp/scene/kodomonoibasho/gakudohoikujo/

■注意事項

●郵送による申請は、原則受付けておりません。
●申請書類等に不備がある場合は、受付けできません。
●電話等による結果のお問合せは、ご遠慮ください。

学童保育所に関するお問い合わせ	八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部放課後児童支援課 電話：042-620-7246　　FAX：042-649-6094

目　次

学童保育所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ページ

入所申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４～６ページ

電子申請のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６ページ

入所申請　提出書類チェック表・・・・・・・・・・・・　７ページ

（記入例）学童保育所入所申請書・・・・・・・・・・・　８～９ページ

（記入例）申請理由書・申出書・・・・・・・・・・・・　10～11 ページ

令和９年度(2027 年度)学童保育所一覧・・・・・・・・・　12～13 ページ

入所承認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14 ページ

八王子市学童保育所入所承認基準表・・・・・・・・・・　15 ページ

同一指数の場合の優先順位表・・・・・・・・・・・・・　16 ページ

結果通知受取り後の手続き・・・・・・・・・・・・・・　17 ページ

在籍中に必要な手続き・・・・・・・・・・・・・・・・　18 ページ

学童保育所の利用にあたって・・・・・・・・・・・・・　19 ページ

学童保育所保育料・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20 ページ

放課後の過ごし方について・・・・・・・・・・・・・・　21 ページ

学童保育　ＦＡＱ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22 ページ

■　学童保育所の概要

学童保育所は、遊びを中心とした集団生活を通じてお子さんの社会性を身につけるとともに、一人ひとりの健全な成長を手助けするところです。保護者の就労等の理由から、放課後に家庭での監護を受けることができないお子さんが対象です。

（１）対象児童

八王子市内に居住又は在学する児童

１～３年生(障害児の場合は４年生)までの児童が受入れ対象となります。

なお、一部の施設では高学年児童（４～６年生）の受入れも行います。高学年の受入れ対象施設は、12～13 ページの「令和 9 年度(2027 年度)学童保育所一覧」を参照してください。

ただし、低学年児童の入所を優先するため、施設の定員に余裕がある場合にのみ、高学年児童(４～６年生)の入所を承認します。

（２）保育時間

	通常	土曜日、三季休業日
基本時間	放課後～18 時 30 分	８時 30 分～18 時 30 分
延長保育	18 時 30 分～19 時 30 分	８時～８時 30 分 18 時 30 分～19 時 30 分
お迎えについて	原則としてお迎えをお願いします(延長保育時は必須)	

※休所日は、日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～１月３日）

（３）入所の要件

学童保育所の利用にあたっては、次の要件を全て満たす必要があります。

ア　保護者の事情（就労、就学、疾病等、看護・介護、出産、求職等）により、放課後に保護者が家庭で児童を保育できないこと

イ　学童保育料に未納がないこと（きょうだい分含む）

ウ　保育上の重大な支障がないこと

※ 上記アとイに該当しても、保育上支障があると認められる児童は、入所できない場合があります。

※ 重度の障害やアレルギーがある児童は、安全上の観点から受入れができない場合や、入所日が遅れることがありますので、必ず入所申請の前に放課後児童支援課へ相談してください。

■　入所申請　　<u>学童保育所の利用にあたっては、毎年申請が必要です。</u>

※保育園とは異なり、継続希望者を優先する制度はありません。

＜申請時に必要な書類＞

全ての書類を揃えたうえで申請してください。書類に不足がある場合、申請を受付することができません。

※〈☆〉の書類は紙の申請の場合は、指定の様式を使用してください。電子申請では、様式を使用せず、フォームへ直接入力してください。

※〈★〉の書類は電子・紙申請とも指定の様式を使用してください。電子申請では、スキャン又は撮影等により電子データを添付してください。
指定の様式は各学童保育所、放課後児童支援課又は八王子市子育て応援サイトで入手できます。

ア　入所申請書〈☆〉

イ　入所要件を証明する次の書類（保護者それぞれ必要です）
●仕事をしている方…就労証明書〈★〉
●仕事以外の要件の方…5～6ページに記載されている必要書類

ウ　書類の提出に関する申出書〈☆〉（下記に該当する場合のみ）
●就労証明書の就労期限の末日が、入所希望日より前である場合
●疾病等を証明する書類の有効期限の末日が、入所希望日より前である場合
●就労証明書の育児休業等の復職予定日が、「入所希望日から１か月以内」の要件を満たしていない場合

エ　生活保護受給証明書（該当する世帯のみ）

入所要件	要件詳細及び必要書類など	
就労	要件詳細	・ <u>1日4時間以上かつ月 12 日以上の勤務であることが必要です。</u> ※ 4時間未満の日は1日として数えません。 ・ <u>育児休業中の方が４月１日入所の申請をされる場合、令和９年（2027年）5 月 1 日までの職場復帰及び、育児休業等復帰証明書〈★〉の提出が必須</u>です。復職が５月2日以降の方は年度途中入所を申請してください。 ・ 採用内定の方が4月1日入所の申請をされる場合、令和９年（2027 年）4月 14 日までに採用予定と記入された就労証明書であれば、就労要件での申請をすることができます。4月 15 日以降に採用予定の方は年度途中入所を申請してください。 ・ 入所希望日時点の実際の拘束時間（実働時間＋休憩時間）で判定します。ただし、育児時間等の時間短縮制度を利用している場合は、その拘束時間で判定します。
	必要書類	（１）　就労証明書〈★〉※全員提出 ・ <u>学童保育所用の指定様式を使用してください。</u> ・ 「保護者記載欄」及び「市事務処理欄」以外は証明者（雇用主や責任者）が記入してください。その他の方が記入した場合は無効となります。 ・ 就労証明書だけでは就労内容を表すことが困難な場合は、シフト表又はスケジュール表等を添付してください。 ・ <u>就労証明書の提出ができない場合（有償ボランティア等）は、就労要件での申請はできません。</u>

入所要件	要件詳細及び必要書類など	
就労	必要書類	（２） 申出書〈☆〉※下記に該当する場合のみ添付 ・ **就労証明書の就労期間が、入所希望日よりも前の日付の場合**、「就労」欄を記入して提出してください。 ・ 就労証明書の育児休業等の復職予定日が、「入所希望日から 1 か月以内」の要件を満たしていない場合（例：4 月 1 日入所の場合、5 月 1 日までの復職となっていない）、「育児休業等からの復職」欄を記入して提出してください。 ・ 申出書の内容を守ることができない場合、退所となることがあります。 （３） 事業の実態を示す書類※下記に該当する場合のみ添付 ・ 個人事業主等のため、自身の就労証明書を作成した方は、税務申告書類、開業届、商材のパンフレット、印刷した自社の web ページ等を提出してください。 ・ 提出がない場合も入所申請を受付けますが、入所審査に用いる点数が変わります。詳細は 15 ページの欄外を参照してください。
就学	要件詳細	・ **1日4時間以上かつ月 12 日以上就学していることが必要です。** ※4時間未満の日は1日として数えません。 ・ **入所希望日前に卒業する場合は、就学要件での申請はできません。** ・ 個人の知識向上や趣味のための就学は対象となりません。
	必要書類	・ 在学証明書（様式任意） ・ 時間割表（1日の就学時間、1か月の通学日数がわかる書類） ・ 申請理由書〈☆〉（「就学」欄を記入して提出してください。）
疾病等	必要書類	（１） 診断書又は障害者手帳や特定医療費（指定難病）受給者証、自立支援医療受給者証の写し （２） 申請理由書〈☆〉（「疾病等」欄を記入して提出してください。） （３） 申出書〈☆〉※下記に該当する場合のみ添付 ・ **証明書の有効期限が、入所希望日よりも前の日付の場合**、「疾病等・看護・介護」欄を記入して提出してください。 ・ 申出書の内容を守ることができない場合、退所となることがあります。
看護・介護	要件詳細	・ **1日4時間以上かつ月 12 日以上看護又は介護していることが必要です。** ※4時間未満の日は1日として数えません。
	必要書類	（１） 看護・介護を受けている方の診断書又は障害者手帳や介護保険被保険者証の写し （２） 申請理由書〈☆〉（「看護・介護」欄を記入して提出してください。） （３） 申出書〈☆〉※下記に該当する場合のみ添付 ・ **証明書の有効期限が、入所希望日よりも前の日付の場合**、「疾病等・看護・介護」欄を記入して提出してください。 ・ 申出書の内容を守ることができない場合、退所となることがあります。
出産	必要書類	・ 氏名、出産月（予定月）がわかる書類 ※母子手帳の写しなど
	注意事項	・ 入所承認期間は出産月とその前後2か月となります（例：6月出産予定の場合、4月から8月までが入所承認期間となります）。 ・ 引き続き育児休業を取得していることを確認できる書類（産前産後休暇・育児休業取得証明書〈★〉）の提出があれば、当該年度内に限り在籍可能です。

入所要件	要件詳細及び必要書類など	
求職	必要書類	・ 申請理由書〈☆〉（「求職」欄を記入して提出してください。）
	注意事項	・ 求職要件での申請は年度内に１回限り有効です。 ・ 入所承認期間は３か月間となります。

※きょうだい等で申請する場合は、添付書類は１部で構いません。
※入所要件がなくなった場合は、退所となります。退所届を提出してください。
（例：求職による入所要件で４月１日から６月３０日まで入所承認されたが、この間に就労先が決定しなかった場合は、退所となります。）
※虚偽の申請があった場合は、入所承認を取り消します。
※就労証明書の記載については、八王子市子育て応援サイトに掲載している「就労証明書（学童保育所用）記載要領」を確認してください。

■電子申請のご案内

入所申請には、スマホやパソコンから申請可能な電子申請を導入しています。

（１）電子申請のメリット

- 申請受付期間内であれば、**いつでも・どこでも**申請可能！
- わざわざ**提出に出向く必要がありません！**
- 就労証明書等の添付書類を揃えるだけで申請可能！

  入所申請書の手書きは不要です！

電子申請はこちらから
（八王子市子育て応援サイト）

（２）電子申請のながれ

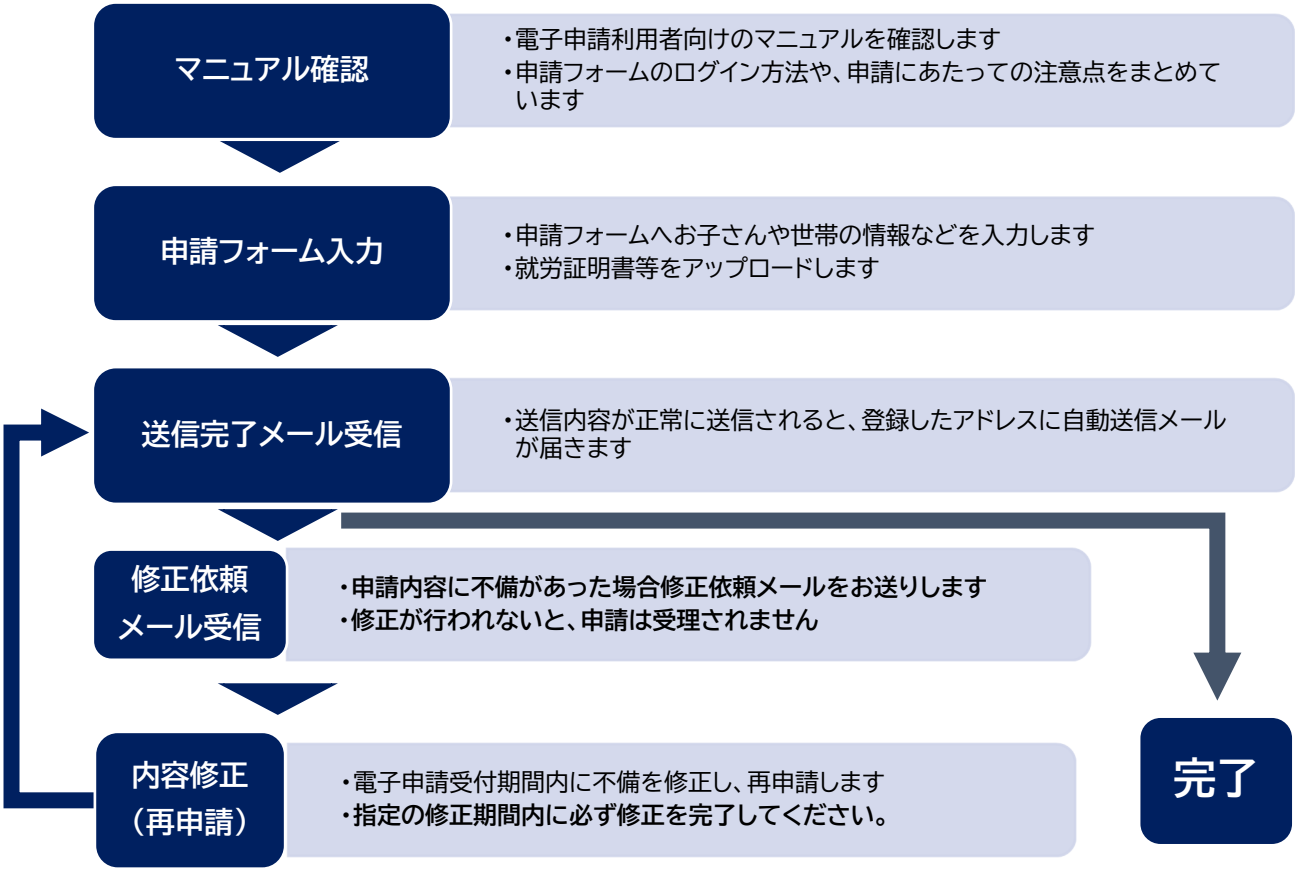

■ 入所申請　提出書類チェック表

必要書類がすべて揃っているか必ず確認してから提出してください。申請書類に不備がある場合は、受付けできません。

なお、入所要件の詳細は、「入所申請（４～６ページ）」を確認してください。

電子申請では、＜☆＞のある書類は申請フォームに直接入力し、それ以外の書類はデータ添付してください。

対象			必要書類	父	母
全員			□学童保育所入所申請書＜☆＞	1通	
入所要件	就労		□就労証明書	1通	1通
	該当者のみ必要	シフト勤務等で就労証明書に勤務時間の記載ができない	□シフト表又はスケジュール表（様式任意）		
		ダブルワークなどで複数の就労証明書を提出する	□シフト表又はスケジュール表（様式任意）		
		就労期限の欄に、入所希望日より前の日付が記入されている	□申出書＜☆＞ （「就労」欄を記入）		
		育児休業等の復職予定日が、要件を満たしていない	□申出書＜☆＞ （「育児休業等からの復職」欄を記入）		
		個人事業主等のため、自身で就労証明書を作成している	□就労実態を示す書類 （提出がない場合も入所申請を受付けますが、指数を判定する上での加点の対象となりません）		
	就学 （右の３つ**全て必要**）		□在学証明書 □時間割表 □申請理由書＜☆＞（「就学」欄を記入）		
	疾病等 （右の２つ**全て必要**）		□診断書又は障害者手帳や特定医療費（指定難病）受給者証、自立支援医療受給者証の写し □申請理由書＜☆＞（「疾病等」欄を記入）		
	該当者	添付書類の有効期限に入所希望日より前の日付が記入されている	□申出書＜☆＞ （「疾病等・看護・介護」欄を記入）		
	看護・介護 （右の２つ**全て必要**）		□看護・介護を受けている方の診断書又は障害者手帳や介護保険被保険者証の写し □申請理由書＜☆＞（「看護・介護」欄を記入）		
	該当者	添付書類の有効期限に入所希望日より前の日付が記入されている	□申出書＜☆＞ （「疾病等・看護・介護」欄を記入）		
	出産		□氏名、出産月（予定月）のわかる書類 （母子手帳の写しなど）		
	求職		□申請理由書＜☆＞（「求職」欄を記入）		
生活保護受給世帯の方			□生活保護受給証明書	1通	

その他確認事項	□学童保育料に未納がない（完納をお願いします） ※申請時に未納がある方は受付できません。 ※結果発送時に未納がある方は承認通知を送付できません。

【令和９年度用】

記入例

学 童 保 育 所 入 所 申 請 書

八 王 子 市 教 育 委 員 会　殿

事務処理欄			
児童			
受理年			

記入不要

次のとおり、学童保育所に入所したいので申請します。

申請年月日	令和　8　年　10　月　20　日	
入所希望日	令和　9　年　4　月	☑ 1日 ☐ 15日

申請者（保護者）	現住所	〒　192　－　3456 八王子市元本郷町３－２４－１		（転居の場合）新住所	〒　－ 転居予定日（令和　年　月　日）
	フリガナ	タカオ　ハナコ	続柄	生年月日	昭和　63　年　12　月　31　日
	保護者氏名	高尾　花子	母	職業	会社員
申請者以外の保護者	フリガナ	タカオ　タロウ	続柄		
	保護者氏名	高尾　太郎	父		

以下に該当する方についても、「申請者以外の保護者」に記入してください
●単身赴任中の保護者
●婚姻していないものの、児童を監護している方
※要件書類の提出が必要です。

電話番号 ※ 繋がりやすい順番に記入	①	090　－　1234　－　56			
	②	090　－　9876　－　5432	（父携帯）・母携帯・自宅・その他（　）		

入所希望児童	フリガナ	タカオ　ムササビ	性別	入所希望学童保育所名	
	入所希望児童氏名	高尾　むささび	女	第１希望	ラブ
	生年月日	令和　2　年　5　月　1　日		第２希望	ラブ
	通学校名	学校 （新）　年生		第３希望	ラブ
				第４希望	ラブ

令和9年度中の学年を記入

学童保育所一覧を参考に、入所希望施設を最大4つまで記入

世帯状況	家族（保護者、入所希望児童を除く）の氏名	続柄	生年月日	職業
	高尾　ももんが	妹	令和　5　年　12　月　1　日	保育園児
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	

以下に該当する場合は✓をつけてください

☐ ひとり親家庭　☐ 離婚前提別居　☐ 生活保護（受給証明書の添付が必要です）
☐ 両親不存在　☐ 単身赴任

口座	令和８年度（2026年度）に口座引落し実績がある方は、同じ口座を引き継ぎます。 引継ぎを**希望しない場合は、放課後児童支援課へ口座振替廃止の連絡をしてください。**

特記事項（市記入欄）	記入不要

裏面の記入もお忘れなく

※記載内容が事実と異なる場合は、無効となります
（この申請書の個人情報は学童保育所に関するもののみに使用します。）

裏面あり ▶

記入例

調　　査　　票

お子様の安全確保のため、障害やアレルギーの程度によっては受け入れができない場合や、入所日が遅れることがあります。
重度の障害やアレルギーがある場合は、必ず入所申請前にお申出ください。

入所希望児童氏名	入所希望学童保育所名（第１希望）
高尾　むささび	**八王子**　学童保育所　**第１**　クラブ

No.	項目	回答
1	**発達の遅れなどはありますか**	ある　・　ない

以下の記入不要

以下は、１で「ある」に〇をつけた方のみご記入ください

2	**１の内容について、該当する項目に〇をつけてください** a～hの選択肢は複数選択可能	a. 知的発達の遅れがあるように思われる b. 言葉が遅れているように思われる c. 目がよく見えないように思われる d. 耳がよく聞こえないように思われる e. 情緒不安定と思われる f. 自閉的傾向があるように思われる g. 肢体不自由と思われる h. その他（具体的に） ［　　］
3	**適切な保育を目的に、学童の指導員がお子様の様子を拝見することについて、同意をお願いします**	【同意者】　保護者氏名　（　**高尾　花子**　） 続柄　（　**母**　） 【現在の通園・通学場所】 **〇×△保育園**
4	**「障害者手帳」又は「愛の手帳」をお持ちですか**	ない　・　ある 障害者手帳　　級所持　・　愛の手帳　　度所持
5	**現在、療育機関等に通っていますか**	通っていない　・　通っている 療育機関名（　**あいうえ療育センター**　） 利用頻度（　**1**　回　／　週・月　）
6	**特別支援学級等に通っていますか**	通っていない　・　通っている（通う予定） 固定級　　（学校） 特別支援教室　　（学校） 通級（きこえとことばの教室）　　（学校）

記入例

【令和9年度用】

申請理由書

要件	各要件の詳細
☑ 就学	明書及び時間割表を添付してください。 （1） 卒業までの年数： 3 年 （2） 卒業予定年月： 令和11 年 3 月 （3） 片道通学時間： 1 時間 10 分
☑ 疾病等	◆ 以下に記入のうえ、障害者手帳、自立支援医療受給者証の写し又は診断書を添付してください。 （1） 診断名： ○×病 （2） 療養状況 ア 入院の有無 ☑ なし ☐ あり （ありの場合）入院期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 イ 通院 ☐ なし ☑ あり （ありの場合）頻度： ☐ 週 ／ ☑ 月 2 回
☑ 看護・介護	◆以下に記入のうえ、看護・介護を必要とする方の障害者手帳、介護保険被保険者証の写し又は診断書を添付してください。 （1） 看護・介護を必要とする方の情報 ア 氏 名 ： 陣馬 太郎 イ 住 所 ： 八王子市陣馬1－2－3 ウ 電話番号： 042-612-xxxx エ 申出者（看護・介護をする方）からみた続柄： 実父 （2） 看護・介護の状況 ☐ 入院中 ☐ 通院・施設利用 ☑ 自宅での看護・介護 看護・介護の内容 ○○が不自由であることから、日常生活の介助及び週2回の通院補助を行っている。 （3） 看護・介護の月あたり日数： 30 日 （4） 看護・介護に要する時間 ア 1日あたりの時間数： 10 時間 0 分 イ 時間帯： 8 時 30 分～ 18 時 30 分
☑ 求職	◆以下の内容を確認し、就労証明書の提出期日を （提出期日は、入所希望日から起算して3か 求職中のため、 令和9 年 6 月末日 なお、書類が提出できない場合は、入所承認期限をもって退所することを約束します。

該当する要件名に✓

入所希望日前に卒業する場合は、就学要件での申請はできません

添付する診断書等から診断名を転記

介護に要する時間が1日に4時間以上かつ月に12日以上必要

入所希望日から3か月後の月末を記入
例:4月1日入所の場合6月

上記のとおり、相違ありません。

上記の入所要件に該当する保護者氏名を記入
（申請者ではなく、「求職中の保護者」等、要件の対象になる方）

申請年月日	令和8 年 10
申出者氏名	高尾 花子

児童氏名	（入所希望）学童保育所名
高尾 むささび	八王子 学童保育所 第1クラブ
	学童保育所 クラブ
	学童保育所 クラ

第1希望施設名を記入

受理年月日			
一覧表		システム	
入所期限	／ → ／		

【令和9年度用】

記 入 例

書類の提出に関する申出書

要件	確認事項
就労	より前である場合に、記入・提出してください。 希望日前に到来しますが、契約更新により引き続き就労する て確認しました。 ☑ 学童保育所へ入所できた場合の利用期間について、当初**１か月間のみ**であること。 ☑ 利用期間を延長するために、就労期限更新後の就労証明書を１か月間の**利用期間中に提出しなければならない**こと。 ☑ **就労証明書の提出が期日に間に合わない**等の事情が生じた際は、速やかに放課後児童支援課に連絡し、指示に従うこと。 ☑ **退職等**により入所要件を満たさなくなった場合は、速やかに放課後児童支援課に連絡し、学童保育所の**退所**又は**入所辞退**を届け出ること。
疾病等 看護・介護	◆提出する書類（障害者手帳、自立支援医療受給者証、診断書等）の有効期限が入所希望日より前である場合に、記入・提出してください。 提出する書類の有効期限が入所希望日前に到来しますが、期限を更新する予定です。 入所申請にあたり、以下の項目について確認しました。 ☑ 学童保育所へ入所できた場合の利用期間について、当初**１か月間のみ**であること。 ☑ 利用期間を延長するために、有効期限更新後の書類を、１か月間の**利用期間中に提出しなければならない**こと。 ☑ **書類の提出が期日に間に合わない**等の事情が生じた際は、速やかに放課後児童支援課に連絡し、指示に従うこと。 ☑ 入所要件を満たさなくなった場合は、速やかに放課後児童支援課に連絡し、学童保育所の**退所**又は**入所辞退**を届け出ること。
育児休業等 からの復職	◆提出する就労証明書の育児休業等の　　ださい。 ※入所希望日から起算して１か月以 提出する就労証明書に記載の育児　　所 要件を満たす期日までに復職する予定です。入所　にあたり、以下の項目について確認しました。 ☑ 育児休業等から　令和9　年　5　月　1　日 までに復職すること。 ☑ 学童保育所へ入所できた場合の利用期間について、当初**１か月間のみ**であること。 ☑ 利用期間を延長するために、「育児休業等復帰証明書」を**１か月間の利用期間中に提出しなければならない**こと。 ☑ 「育児休業等復帰証明書」の提出が期日に間に合わない等の事情が生じた際は、速やかに放課後児童支援課に連絡し、指示に従うこと。 ☑ 前述の**期日までに復** **入所辞退**を届け出る

該当する要件の確認事項欄を確認し、
各項目に漏れなく✓をつけてください

入所希望日から起算して1か月後の日付を記入
※復職・書類提出の期日
例：4月1日入所の場合5月1日

上記の入所要件に該当する保護者氏名を記入
（申請者ではなく、申出書の対象になる方）

上記のとおり、相違ありません。

申請年月日	令和８　年　10　月　25　日
申出者氏名	高尾　花子

児童氏名	（入所希望）学童保育所名
高尾　むささび	八王子　学童保育所　第１クラブ
	学童保育所　クラブ
	学童保育所　クラブ

第1希望施設名を記入

市事務処理欄

受理年月日			
一覧表		システム	
入所期限	／　→　／		

■ 令和9年度（2027年度） 学童保育所一覧

・学童保育所は第4希望まで申し込むことができます。

・入所申請は、希望する学童保育所の所在地を確かめたうえで申請してください。

No.	施設名（学童保育所）（クラブ）	※高学年受入	所在地	電話	定員	小学校区	設置形態
1	第一小　第1クラブ		元横山町2-5-1	646-1141	65名	第一小学校	学校外施設
2	第一小　第2クラブ		本町25-1	628-2161	36名		学校外施設
3	第一小　第3クラブ		元横山町2-14-3	649-2460	50名		学校余裕教室
4	寺町		寺町29-15	628-5345	120名	第三小学校	校舎内専用施設
5	第四小　第1クラブ		明神町2-15-1	646-9990	131名	第四小学校	学校敷地内専用施設
6	第四小　第2クラブ	○	明神町2-21-14	649-2513	33名		学校外施設
7	千人町　第1クラブ		千人町3-7-7	662-5673	87名	第五小学校	学校敷地内専用施設
8	千人町　第2クラブ			663-2564	61名		学校敷地内専用施設
9	台町　第1クラブ		台町4-2-1	627-7246	131名	第七小学校	校舎内専用施設
10	台町　第2クラブ			686-0465	55名		学校余裕教室
11	第八小	◎	石川町2065	648-3366	84名	第八小学校	学校余裕教室
12	第九小		中野上町2-14-1	623-4230	71名	第九小学校	学校余裕教室
13	第十小		大和田町7-5-1	644-8744	188名	第十小学校	学校余裕教室
14	中野北小	◎	中野山王3-1-1	624-9561	50名	中野北小学校	学校余裕教室
15	清水小		中野山王3-25-1	626-4591	109名	清水小学校	学校余裕教室
16	大和田小		大和田町4-19-1	645-0526	105名	大和田小学校	学校余裕教室
17	小宮小		小宮町1128-3	645-3223	121名	小宮小学校	学校敷地内専用施設
18	高倉小		高倉町67-2	642-8163	100名	高倉小学校	学校敷地内専用施設
19	久保山　第1クラブ		久保山町1-20-6	692-2019	81名	宇津木台小学校	学校外施設
20	久保山　第2クラブ		久保山町2-18	692-5058	35名		学校余裕教室
21	横山第一小		館町74	663-9687	121名	横山第一小学校	学校敷地内専用施設
22	横山	○	並木町26-1	661-1299	100名	横山第二小学校	学校余裕教室
23	散田小　第1クラブ		散田町5-23-1	668-4004	102名	散田小学校	学校余裕教室
24	散田小　第2クラブ			663-1777	70名		学校敷地内専用施設
25	長房小	◎	長房町340-4	663-6487	50名	長房小学校	学校余裕教室
26	船田小		長房町1041-2	663-6829	112名	船田小学校	学校余裕教室
27	館ヶ丘	◎	館町1097-57	665-5239	70名	館小学校	児童館併設
28	山田小		山田町1553	662-8281	100名	山田小学校	学校敷地内専用施設
29	椚田小　第1クラブ		椚田町571-2	666-9649	90名	椚田小学校	学校敷地内専用施設
30	椚田小　第2クラブ	○	椚田町554-11	664-2512	40名		学校外施設
31	寺田　第1クラブ	◎	寺田町432-102	665-7187	70名	緑が丘小学校	学校外施設
32	寺田　第2クラブ		寺田町405-5	666-6620	60名		学校敷地内専用施設
33	元八王子		弐分方町761	625-6493	116名	元八王子小学校	学校敷地内専用施設
34	元八王子東小		叶谷町1521	627-1245	74名	元八王子東小学校	学校余裕教室
35	上壱分方		上壱分方町799-2	652-1891	103名	上壱分方小学校	学校余裕教室
36	城山　第1クラブ	◎	元八王子町2-3351-15	663-6094	38名	城山小学校	学校外施設
37	城山　第2クラブ		元八王子町2-1767	664-3988	39名		学校余裕教室
38	弐分方小		弐分方町520-1	626-6760	86名	弐分方小学校	学校余裕教室
39	横川	○	横川町305	622-6200	120名	横川小学校	学校余裕教室
40	恩方西	○	下恩方町1369	651-1154	81名	恩方第一小学校	学校敷地内専用施設
41	恩方東		下恩方町515-20	651-8079	85名	元木小学校	学校敷地内専用施設
42	川口	◎	川口町3974	654-4758	101名	川口小学校	児童館併設
43	つくみ　第1クラブ		犬目町44-1	621-8666	85名	陶鎔小学校	学校外施設
44	つくみ　第2クラブ		犬目町41-1	623-8563	40名		学校外施設
45	上川口小	◎	上川町1099	654-0045	23名	上川口小学校	学校余裕教室
46	美山小	◎	美山町1892	652-0297	35名	美山小学校	学校敷地内専用施設

◎･･･定員に余裕がある場合、6年生まで受入可能

○･･･定員に余裕がある場合、4年生まで受入可能

No.	施設名 （学童保育所）　（クラブ）	※ 高学年 受入	所在地	電話	定員	小学校区	設置形態
47	楢原小		楢原町1287-2	626-1788	70名	楢原小学校	学校余裕教室
48	からまつ		川口町1557-2	654-3908	70名	松枝小学校	学校外施設
49	加住小	◎	加住町1-170-2	692-0150	70名	加住小学校	学校外施設
50	北野		打越町348-1	645-8588	120名	由井第一小学校	学校敷地内専用施設
51	由井かたくら		西片倉1-14-1	636-7784	60名	由井第二小学校	学校外施設
52	由井	◎	小比企町1201	635-4762	86名	由井第三小学校	学校敷地内専用施設
53	長沼		長沼町707-3	636-2479	100名	長沼小学校	学校余裕教室
54	片倉台		片倉町1318	637-9220	60名	片倉台小学校	学校余裕教室
55	高嶺小		北野台4-21-1	637-4146	74名	高嶺小学校	学校余裕教室
56	みなみ野　第1クラブ		みなみ野1-9-3	635-0014	70名	みなみ野小学校	学校外施設
57	みなみ野　第2クラブ		みなみ野1-1-1	635-3321	50名		学校外施設
58	みなみ野君田小	◎	みなみ野4-3-1	635-4343	131名	みなみ野君田小学校	学校敷地内専用施設
59	七国小　第1クラブ		七国6-42-1	637-5441	114名	七国小学校	学校外施設
60	七国小　第2クラブ		七国4-9-5	637-1107	48名		学校外施設
61	浅川　第1クラブ		初沢町1323	665-2539	120名	浅川小学校	児童館併設
62	浅川　第2クラブ		初沢町1335	673-4391	40名		学校余裕教室
63	東浅川小　第1クラブ		東浅川町550-22	662-2929	100名	東浅川小学校	学校敷地内専用施設
64	東浅川小　第2クラブ			673-5809	35名		学校余裕教室
65	由木　第1クラブ		越野692-1	676-8733	87名	由木中央小学校	児童館併設
66	由木　由木中央小クラブ		下柚木25	653-9233	40名		学校余裕教室
67	由木東小　第1クラブ		東中野1347	677-5086	120名	由木東小学校	学校敷地内専用施設
68	由木東小　第2クラブ			689-4410	40名		学校余裕教室
69	由木西小	◎	上柚木538-1	679-0901	23名	由木西小学校	学校余裕教室
70	鹿島	◎	鹿島2	675-0158	70名	鹿島小学校	児童館併設
71	松が谷	◎	松が谷13	675-0161	70名	松が谷小学校	児童館併設
72	中山小	◎	中山1155	635-4051	55名	中山小学校	学校余裕教室
73	柏木小	○	南大沢3-3	674-0109	72名	柏木小学校	学校余裕教室
74	南大沢西		南大沢4-18	679-4312	49名	南大沢小学校	学校敷地内専用施設
75	宮上		南大沢5-20-11	677-4200	67名	宮上小学校	学校外施設
76	秋葉台　第1クラブ		別所2-12-4	677-8358	45名	秋葉台小学校	学校外施設
77	秋葉台　第2クラブ		別所2-5	676-1990	70名		学校敷地内専用施設
78	秋葉台　第3クラブ	○	堀之内3-29-16	674-6836	36名		学校外施設
79	秋葉台　第4クラブ	○	別所2-16-1	689-5110	30名		学校外施設
80	別所	◎	別所2-44	677-7755	120名	別所小学校	学校敷地内専用施設
81	あたご		上柚木3-5-10	677-6427	68名	愛宕小学校	学校外施設
82	まつぎ		別所1-29-2	676-7241	90名	松木小学校	学校外施設
83	下柚木		下柚木3-4-1	677-3553	81名	下柚木小学校	学校外施設
84	上柚木小	◎	上柚木3-15	677-6675	47名	上柚木小学校	学校余裕教室
85	長池　第1クラブ	◎	別所1-45-3	670-3631	59名	長池小学校	学校外施設
86	長池　第2クラブ		別所1-55	679-4664	60名		学校敷地内専用施設
87	鑓水小　第1クラブ		鑓水2-74	677-7688	70名	鑓水小学校	学校敷地内専用施設
88	鑓水小　第2クラブ	◎	鑓水2-73	674-5921	70名		学校外施設
89	子安　第1クラブ		子安町1-37-1	648-5643	51名	いずみの森義務教育学校（前期課程）	学校外施設
90	子安　いずみの森クラブ		子安町2-18-1	644-9939	184名		校舎内専用施設
91	たがの杜		元本郷町2-21-1	626-5234 ※R8は八木町学童保育所	160名	たがの杜義務教育学校（前期課程）（第二小学校）	校舎内専用施設

■ 入所承認

（１） 審査について

八王子市学童保育所入所承認基準表（15 ページ）に基づき、次のとおり審査を行い、入所を承認します。

ア 指数は保護者いずれかのうち、低い方を適用します。

イ アで適用した保護者の指数順に並べ、指数上位の児童から順に定員に達するまで入所を承認します。

ただし、指数が同点の場合は、同一指数の場合の優先順位表（16 ページ）に基づき、順位を決定します。

ウ 複数施設を希望している児童については、第一希望の施設から順に入所の可否を審査します。いずれかの施設に入所が決定した又は希望したいずれの施設にも入所できなかった時点で、審査を終了します。

（２） 結果の通知について

入所判定の結果は、表紙に記載の時期に郵送します。電話等によるお問合せは、ご遠慮ください。

（３） その他

他の申請者との公平性を保つため、申請期間内に提出された書類の内容で審査を行います。締切後に追加で提出された書類の内容は反映できません。

■ 八王子市学童保育所入所承認基準表

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">保護者の要件</th><th rowspan="2">指数</th></tr>
<tr><th>種別</th><th colspan="2">細目</th></tr>
<tr><td>1</td><td>不存在</td><td colspan="2">父母ともに死亡・行方不明等</td><td>11</td></tr>
<tr><td rowspan="9">2</td><td rowspan="9">疾病等</td><td colspan="2">入院</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="4">居宅療養</td><td>常時病臥</td><td>10</td></tr>
<tr><td>一般療養（週 3 日以上の通院を常態）</td><td>8</td></tr>
<tr><td>一般療養（週 1～2 日の通院を常態）</td><td>7</td></tr>
<tr><td>一般療養（上記以外）</td><td>6</td></tr>
<tr><td rowspan="2">精神性疾患</td><td>精神障害者保健福祉手帳 1･2 級、自立支援医療（精神通院）受給者</td><td>10</td></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳 3 級等</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="2">心身障害</td><td>身体障害者手帳 1･2 級、愛の手帳 1･2 度</td><td>10</td></tr>
<tr><td>身体障害者手帳 3･4 級、愛の手帳 3･4 度</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="6">3</td><td rowspan="6">就労
・
就学</td><td colspan="2" rowspan="3">1日 7 時間以上の就労や就学</td><td>月 20 日以上</td><td>9</td></tr>
<tr><td>月 16 日～19 日</td><td>8</td></tr>
<tr><td>月 12 日～15 日</td><td>7</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">1日 4 時間以上の就労や就学</td><td>月 20 日以上</td><td>8</td></tr>
<tr><td>月 16 日～19 日</td><td>7</td></tr>
<tr><td>月 12 日～15 日</td><td>6</td></tr>
<tr><td rowspan="6">4</td><td rowspan="6">看護
・
介護</td><td rowspan="2">1 日 4 時間以上かつ月 12 日以上の看護・介護</td><td>精神障害者保健福祉手帳 1･2 級、身体障害者手帳 1･2 級、愛の手帳 1･2 度、要介護 4･5 程度</td><td>10</td></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳 3 級等、身体障害者手帳 3･4 級、愛の手帳 3･4 度、要介護 2･3 程度</td><td>8</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">1日 7 時間以上の看護・介護</td><td>月 20 日以上</td><td>9</td></tr>
<tr><td>月 12 日～19 日</td><td>7</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">1日 4 時間以上の看護・介護</td><td>月 20 日以上</td><td>8</td></tr>
<tr><td>月 12 日～19 日</td><td>6</td></tr>
<tr><td>5</td><td>出産</td><td colspan="2">出産</td><td>5</td></tr>
<tr><td>6</td><td>求職</td><td colspan="2">求職中</td><td>4</td></tr>
</table>

※保護者いずれかのうち指数の低い方を適用します。
※複数に当てはまる場合、1番高い指数の項目を適用します。合算はしません。
※1年生は表中指数に1点加算します。
※ひとり親家庭は表中指数に1点加算します。
※種別の同じ要件（就労と就学、看護と介護）は、合算して判定します。
※就労・就学について
① 第三者（株式会社、NPO 法人等）から就労内容を証明されている方は表中指数に1点加算します。
② 個人事業主等のため、自身で就労証明書を作成する場合、事業の実態を示す書類の提出があれば、表中指数に1点加算します。
③ 就学要件での申請をした方は表中指数に1点加算します。
※入所希望日時点の実際の拘束時間（実働時間＋休憩時間）で判定します。ただし、育児時間等の時間短縮制度を利用している場合は、その拘束時間で判定します。

■ 同一指数の場合の優先順位表

優 先 順 位	細　　目
1	低学年順
2	両親不存在
3	ひとり親家庭
4	単身赴任世帯
5	障害がある児童
6	生活保護受給世帯
7	要件の種別
8	午後1時以降の就労等時間の長短
9	1か月の就労等日数の多い順
10	1か月の総労働時間の多い順

※　優先順位 7「要件の種別」の優先順位は、上位から順に疾病等→就労・就学→看護・介護の順とします。

※　保護者（父親と母親）の指数が同じ場合は、優先順位 7 で要件が低い方の保護者を適用します。同位の場合は、更に 8、9、10 の順に、要件が低い方の保護者を適用します。

■ 結果通知受取り後の手続き

〈★〉の書類は各学童保育所、放課後児童支援課又は八王子市子育て応援サイトで入手できます。書類の提出先は、各学童保育所又は放課後児童支援課です。また、電子申請も受付けています。申請フォームは八王子市子育て応援サイトからアクセスしてください。

（１） 入所決定者の手続き

ア 入所説明会への出席

入所決定後、施設ごとに入所説明会を行いますので、必ず出席してください。
その際に、保育料納入の手続きや保育料免除申請について説明します。
説明会の具体的な日時は、入所承認通知書に同封する書類でお知らせします。
※年度途中入所の場合は、入所日までに施設へ連絡し、入所説明を受けてくだい。

イ 入所辞退

転居等により、決定した施設への入所を取りやめる方は、直ちに「学童保育所入所辞退・取下届」〈★〉を提出してください。**届出がないと、利用実績にかかわらず、保育料が発生します。**
辞退とともに別施設への入所を希望する場合は、改めて「入所申請書〈★〉」を提出してください。申請の時期や施設の空き状況により、希望どおりに入所できないことがあります。

ウ 待機登録の申請（転所の手続き）

決定した施設に入所したまま、別の施設に待機登録をする場合は、新たに「入所申請書（待機登録用）」〈★〉を提出してください。この場合、待機登録の申請ができるのは**1施設のみ**となります。
待機登録は3か月間有効です。3か月を経過しても転所ができなかった場合は、必要に応じて改めて待機登録の申請をお願いします。
なお、就労証明書等の書類の提出は原則不要ですが、就労時間や日数の増減があった場合、待機順位が変更となる可能性があります。その際は、申請書と合わせて就労証明書等を提出してください。

（２） 保留者の手続き

ア 待機登録

いずれの施設にも入所できなかった方は、希望した全ての施設に自動的に待機登録となります。待機登録施設に欠員が生じ次第、入所のご案内を郵送します。

イ 希望施設の追加

希望施設は、第4希望まで追加することができます。
改めて「入所申請書」〈★〉を提出してください。

ウ 希望施設の変更

申請を取りやめる施設名を記入した「学童保育所入所辞退・取下届」〈★〉と新たな希望順位で申請する施設を記入した「入所申請書」〈★〉を提出してください。

■ 在籍中に必要な手続き

次の場合は、必要書類の提出が必要です。

〈★〉の書類は各学童保育所、放課後児童支援課又は八王子市子育て応援サイトで入手できます。書類の提出先は、各学童保育所、放課後児童支援課です。 また、電子申請も受付けています。申請フォームは八王子市子育て応援サイトからアクセスしてください。

内容	必要書類及び注意事項	
入所要件等の変更の場合	必要書類	入所要件の変更を証明する書類(就労証明書〈★〉等)
	注意事項	・ 待機登録している場合は、就労開始、転職、就労時間や日数の増減等があった際は変更内容が確認できる書類を提出してください。 ・ 入所保留(待機)の方は、待機順位が変更になる場合があります。 ・ 入所承認期間に期限がある方は、期限内に新しい書類を提出してください。 ・ 既に学童保育所に在籍していて、待機登録をしていない場合、入所要件が消滅していない限り、書類提出は不要です。
氏名、住所、電話番号、世帯状況等の変更の場合	必要書類	学童保育所登録事項変更連絡票〈★〉
	注意事項	・ 住民票等の手続きとは別に、変更連絡票の提出が必要です。
月の全日数を欠席する場合	必要書類	学童保育所欠席届〈★〉
	注意事項	・ 欠席する前日までの提出が必要となります。 ・ 原則として連続2か月以上の欠席はできません(詳細は 19 ページを参照してください)。
退所する場合	必要書類	学童保育所退所届〈★〉
	注意事項	・ 退所希望日までに提出してください。 ・ 届出がないと、利用実績にかかわらず保育料が発生します。
待機を取り下げる場合	必要書類	学童保育所入所辞退・待機取下届〈★〉
	注意事項	・ 待機している施設への入所の意向がなくなった時点で、速やかに提出してください。

■ 学童保育所の利用にあたって

（１） 欠席の連絡

ア 欠席、早退する場合は、必ず学童保育所に連絡をしてください。

イ 児童のけが等のやむを得ない事情がある場合を除き、連続2か月以上の欠席は認めていません。

（２） 利用日数

月 12 日以上の利用がない場合、退所となることがあります。

（３） お迎えについて

学童保育所では、児童の安全確保の観点からお迎えをお願いしています。特別な事情によりお迎えができない場合は、学童保育所の指導員に相談してください。

（４） おやつ・お弁当

ア おやつは、学童保育所で用意します。

イ 土曜日や三季休業日など学校給食のない日は、必ずお弁当を持たせてください。登所してから、児童が食べ物を買いに出ることは、事故防止のため禁止しています。

（５） 病気等の対応

急な発熱や病気等の場合は、保護者の方に連絡しますので、お迎えをお願いします。

また、伝染性の疾患にかかった時は、全快するまで学童保育所を休ませてください。

（６） 災害時等の対応

ア 台風や降雪等による避難勧告が予想されるときや、感染症の拡大防止等のために学童保育所が休所となる場合があります。

イ 震災等の災害時には、できる限り早いお迎えをお願いします。

その際は、原則として保護者の方にお子さんを引き渡します。保護者の方が来られない場合は、代理の方のお迎えをお願いします。

なお、災害等の状況により第1次避難場所（小学校等安全な場所）へ移動している場合があります。

■ 学童保育所保育料

（１） 保育料一覧（下記は現在の料金です。料金が改定となる場合は別途通知等でお知らせします。）

区 分		保育料（月額）
通常（児童1人につき）		7，000円
月の途中入所者	当該月のみ2分の1	3，500円
きょうだい入所者	2人以上の児童が入所しているとき （児童1人を除く他の児童1人につき）	4，500円
きょうだい入所者で月の途中入所者	当該月のみ2分の1	2，250円

※ 保育料にはおやつ代が含まれます。
※ 延長保育を利用される場合は、保育料とは別に延長料金が発生します。詳しくは、学童保育所に直接お問い合わせください。
※ 毎月1日に在籍した場合は、その月の保育料が発生します。月の途中で退所されても、当該退所月の保育料は日割とはならず月額の料金となります。

（２） お支払方法

ア 口座振替（原則）

・ 原則として、毎月末日が振替日です。末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日です。
・ 振替口座は原則として保護者本人の名義とし、直接、金融機関に口座振替依頼書を提出してください。
・ おおむね各月 15 日までにお申込みいただくと、翌月からの振替が可能です。

※令和8年度（2026 年度）に口座振替でお支払いされていた方（児童のきょうだい分含む）は、引き続き口座振替が可能です。
※令和7年度（2025 年度）以前に学童保育所を利用し、新たに令和9年度（2027 年度）に学童保育所を利用する場合には、改めて口座振替依頼書を金融機関に提出してください。

イ 口座をお持ちでない方（例外）

・ 金融機関に口座をお持ちでない等の場合は、納付書による納付も可能です。
（自宅に納付書をお送りいたします。期限内の納付をお願いします。）

（３） 保育料の免除について

次のいずれかに該当する世帯で、保育料の免除を希望される場合は、「学童保育所保育料免除申請書」を提出してください。申請書は各学童保育所、放課後児童支援課又は八王子市子育て応援サイトで入手できます。

また、電子申請も受付けています。申請フォームは八王子市子育て応援サイトからアクセスしてください。

ア 生活保護を受けている世帯
イ 学校でかかる費用の就学援助を受けている世帯又はその要件に該当する世帯

※ **免除を受けるためには、毎年申請が必要**です。前年度に免除が決定していた方も、必ず新たに免除の申請をしてください。
※ 免除に該当する状況であったとしても、**免除申請書の提出がないと免除にはなりません。**
※ **免除適用は、申請した月分の保育料からです**。遡っての適用はできません。
※ 免除申請書の提出と引き換えに、**必ず受領証をお受け取りください**。
※ 電子申請の場合、自動返信メールが受領証となりますので、**審査結果通知まで保存してください。**
※ 延長保育料は免除になりません。

■ 放課後の過ごし方について

学童保育所以外にも、市が提供している放課後の居場所があります。
それぞれの特徴を踏まえ、お子さんの成長や家庭の状況に応じてご利用ください。

令和８年（2026 年）６月１日現在（※変更する場合があります）

実施事業	学童保育所	放課後子ども教室	はちビバ （子ども・若者育成支援センター）
概要	子どもたちの集団保育	放課後の自由な遊び場	色々な年齢の子どもたちの遊び場
対象	保護者の就労等の理由から、放課後に家庭での監護を受けることができない児童	その小学校に通っている全児童	0歳から18歳までの子ども （就学前のお子さんは保護者同伴）
管理・運営	指導員による保育	PTA や地域の大人による見守り	専任の市職員による遊びの支援
利　用 できる 日　時	・平日 放課後～18:30 （延長～19:30） ・土曜日及び夏・冬・春休み 8:30～18:30 （延長 8:00～・～19:30）	各小学校区で実施しており、開催曜日は場所により異なります。詳細は Web を確認してください。 ・平日 原則、放課後～17:00 （10～2月は～16:00） ※館小・上川口小・鹿島小・高尾山学園では、実施していません。	詳細は Web を確認してください。 ・月～土曜日 10:00～17:30 （10～2月は～17:00） ※分館（鹿島） ・月～金曜日 13:00～17:30 （10～2 月は～17:00） ・土曜日及び夏・冬・春休み 10:15～17:30 （10～2 月は～17:00）
利用料	月額 7,000 円	原則無料	原則無料
おやつの提供	あり	なし	なし
Web ページ			
お問い合わせ先	放課後児童支援課 学童保育所担当 電話 042-620-7246	放課後児童支援課 放課後子ども教室担当 電話 042-649-6086	青少年若者課 子ども・若者育成支援センター「はちビバ」統括担当 電話 042-620-7435

■ 学童保育 FAQ

（1） 夏休みの間だけ学童を利用することはできますか？

ア 夏休み限定の入所枠等を設けてはいませんが、各月の 1 日または 15 日から入所することができますので、短期間の利用が可能です。学童保育が不要になりましたら、退所届を提出してください。

イ ただし、入所を希望する施設に欠員がない場合は、ご希望どおりに入所できない可能性があります。

【7 月 15 日から学童を利用する場合のモデルスケジュール】

- 6 月 16 日から 6 月 30 日までの間に、入所申請を済ませる。
- 7 月 10 日ごろに、入所審査結果が自宅に郵送される。
- 審査の結果、入所できることとなった場合はすみやかに学童保育所へ連絡し、入所にあたっての説明を受ける。（入所できなかった場合は、欠員待ちとなります。）
- 7 月 15 日から利用を開始する。
- 夏休みの終わりにあわせて、退所届を提出する。（月の途中の退所であっても、保育料は 1 か月分がかかります。）

（2） 入所申請の前に、学童保育所を見学できますか？

可能です。見学を希望する施設へ直接ご連絡をお願いします。各施設の連絡先は、募集案内の「学童保育所一覧」ページにてご確認ください。

（3） 離婚協議中の配偶者がいる場合、入所申請時にその配偶者の就労証明書は必要ですか？

日常的にお子さんを監護する立場にない場合、その方の「就労証明書」は不要です。また、「入所申請書」の保護者・世帯状況欄への記載も不要です。

（4） 口座振替依頼書の「納付義務者」は誰の名前を書けばいいですか？

入所申請時に「申請者」欄にお名前を記載（入力）した保護者氏名を記入してください。

（5） 口座振替用に登録する口座は、「納付義務者」のものでなければなりませんか？

「納付義務者」以外の方の口座でも結構です。

（6） 保育料の納付証明書はもらえますか？

ア 保育料を口座振替で納付されている方は、放課後児童支援課へご連絡をいただければ、おおむね 10 日ほどで納付証明書を郵送します。ご連絡時に、いつの分の保育料を証明対象とするかをお伺いします。

イ 納付証明書の発行について、手数料等はかかりません。

ウ 納付書で納付されている方は、領収日付印が押された控え（「学童保育所保育料納入通知書兼領収証書」）が納付証明となります。